

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子・
中原 孝博
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nakahara.takahiro@in.ey.com
nag.nldr@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2015 年 6 月号

1. **【投資】**2015年度統合FDIポリシーの通達を発表
2. **【税務】**GST導入のための憲法修正案は次国会審議へ
3. **【税務】**国際課税等に係るインド財務省年次報告書を公表
4. **【税務】**サービス税及びCENVATクレジットの主要変更点
5. **【投資】**Make in India: 鉄道インフラ業界の動向(1)



EY

Building a better
working world

5月13日に予算国会を終え、翌日大統領の承認を経て財政法が成立しました。モディ政権が経済再生の大きな期待を背負って、発足してから5月26日で1年が経過しました。積極的な経済外交で多くの成果を収めつつありますが、内政面では課題が山積し、今後外資にも目に見える成果が求められています。この一年で税務の透明性を高めるため、行政はどのような取り組みを行ってきたのでしょうか。本稿では財務省の年次報告書を簡単にご紹介します。その他、重要な税務や規制のアップデート、そしてMake in Indiaシリーズとして、鉄道インフラ業界を取り上げます。

1. 2015 年度統合 FDI ポリシーの通達を公表

インド政府は、2015年5月12日、インド政府商工省の中の産業政策促進局(DIPP)から出されている、外国直接投資(FDI)に関わる各種プレスノート等を統合するものとして、2015年度統合 FDI ポリシーの通達を公表しました。統合 FDI ポリシーは、2015年5月11日から施行となり、外国直接投資に関わる規制を一括して規定することとなりました。

この統合は、毎年恒例の行事で、DIPP から出された現行の FDI ポリシー通達は現行の FDI 制度上、内閣経済対策委員会(CCEA)の金額的制限の引上げ(現行の 120 億ルピーから 200 億ルピーへ)に関連する規制を除き、大きな変更はなく、いくつかの明確化が行われています。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

http://dipp.nic.in/English/policies/FDI_Circular_2015.pdf

2. GST 導入のための憲法修正案は次国会審議へ

- ▶ 2015年5月6日、GST のための憲法修正案のローク・サバー(下院)通過後、同 12 日、法案はラジャ・サバー(上院)に上程
- ▶ 野党の要求により、法案はラジャ・サバーの選定委員会に諮問されることに
- ▶ 同 7 日、8 日に行われた GST 審議委員会で、1%の追加税、供給地規則、GST 委員会の設置、税率等について懸念を表明
- ▶ 委員会は、21 名からなり、2015 年 7 月の第 3 週に開催予定のモンスーン国会の最初の週末に報告書が提出される見込み
- ▶ GST 導入を可能にする憲法修正案がモンスーン国会の最初の週に通過する可能性が高くなった現在、2016 年 4 月 1 日の導入の可能性は薄くなる
- ▶ 上院通過後、地方議会にかけられ、29 州のうち少なくとも半数以上の 15 州での批准が必要。その後、大統領の承認を経て憲法修正となる
- ▶ GST 委員会は法案成立後 60 日以内に設置、GST 制度や供給地規則がパブリックコメントを経て制定
- ▶ 登記、納税、申告をサポートする GST ネットワークの本稼動も待たれる

3. 国際課税及び移転価格税制に係るインド財務省年次報告書を公表

財務省は最近、2014-15年度に省が取り組んできた様々な活動報告及び課税に関する主要な統計を年次報告書を通じて公表しました。報告書のハイライトとして、2014-15年度に国際課税や移転価格(TP)の分野においてインド政府(GOI)が取り組んできたことの進捗状況が記載されています。

インドで行われたTP調査の情報や、2014-15年度におけるインドのAPAプログラムの現状に関する統計情報を提供しています。報告書によると、2014-15年度にインド税務当局によって行われた調査件数は急増していますが、TPIによる課税(更正)額が前年比約20%減少していることを示しています。

また、経済協力開発機構(OECD)及びG20諸国と税源侵食と利益移転(BEPS)プロジェクトや税務の透明性及び政務行政に関わる様々な角度からインドが主導的に取り組んでいることにも説明を加えています。報告書

によると、BEPSに係る成果物を最終決定するフォーカスグループ及び作業部会の会合に、インドが積極的に参加していることを確認しています。更に、インドの租税条約ネットワークの広がりに焦点をあてています。以下が主な内容になります。

1) TPによる課税(更正)と税収の主要統計

移転価格調査

	詳細	2013-14年度	2014-15年度
1	調査完了数	3,617	4,290
2	移転価格税制による課税(更正)事案数	1,920(約53%)	2,353(約55%)
3	移転価格税制による課税(更正)総額	5,960億ルピー	4,640億ルピー

直接税収

	詳細	2009-10年度	2013-14年度
1	直接税収(年平均成長率13.77%)	3兆7,550億ルピー	6兆3,860億ルピー
2	GDPに占める直接税の割合	5.82%	5.62%
3	徴税コスト(税収に対する行政コストの割合)	0.72%	0.57%(世界最少)

2) 相互協議(MAP)と事前確認制度(APAプログラム)

- ▶ 2012年7月にAPAが導入、2013年5月に「Guidance on APA Scheme and FAQs」が公表されました。そして最近、APAの遡及適用ルールが公表されています。
- ▶ 2014年に、MAPやAPA事案の協議が日本、英国、スイス、オランダ、中国、オーストラリア等で行われました
- ▶ 日本の当局と4回の相互協議; 移転価格関連争訟を含む多くの事案が解決。2つの二国間APAが完了し、うち1つが締結これがインドの二国間APAの第一号となりました。

APA申請数の推移

	会計年度	一国内APA申請数	二国間APA申請数
1	2012-13	117	29
2	2013-14	205	27
3	2014-15(2014年12月24日まで)	7	1
	合計	329	57

*2014年4月1日から2015年3月31日までの申請数は最終的に一国内APAは188社、二国間APAは15社となり、申請数は3年で581社となりました。

3) インドの租税条約ネットワークの拡大(2014年12月末現在、92カ国との租税条約が発効)

- ▶ 現在、アゼルバイジャン、チリ、香港、イラン、ナイジェリア、セネガル、ベネズエラとの交渉中

4) 情報交換(EOI)の法的根拠を容易にするための措置

- ▶ 従来の一国内相互条約を再交渉
- ▶ 二国間税務情報交換協定(TIEA)
- ▶ 多国間との各種制度

5) 情報の自動交換(AEOI)

- ▶ 2017年9月に、2016年1月1日以降に開設された新口座(個人及び法人双方の)や2016年1月1日時点で既存の高額な個人口座(残高100万ドル超)について最初の情報交換
- ▶ 2018年9月に、2016年1月1日時点で既存の低額の個人口座及び2016年1月1日時点の法人口座

6) 米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)のため、米国との政府間協定(IGA)

7) 税務の透明性を高める取組み

8) OECDとの関係

- ▶ OECDグローバルリレーション研修プログラム
- ▶ 国境なき税務調査官(TIWB)
- ▶ 税務行政に関するフォーラム(FTA)
- ▶ 有害税制フォーラム(FHTP)

9) BEPSに係るG20/OECDとの共同プロジェクト

10) 国連(UN)における税務問題のインドの関わり

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

<http://finmin.nic.in/reports/AnnualReport2014-15.pdf>

4. サービス税及びCENVATクレジットの主要変更点

2015年4月1日施行

- ▶ デリー高裁の判決を覆し、「対価」の定義が拡大し、支出や費用の精算が含まれ、サービス税の対象に
- ▶ CENVAT クレジットの認識・記載の制限期間を請求書発行日の6ヶ月から1年に延長
- ▶ マンパワーサービスやセキュリティサービスの受領者は、(減額率は適用されず)全額サービス税納付義務
- ▶ 部分的なリバースチャージ制度により課税されるサービスの受領に係る CENVAT クレジットはサービス受領者がサービス税支払い時に、認識・記載が可能。サービス提供者へ対価支払い要件が削除

2015年6月1日施行

- ▶ サービス税の実効税率が12.36%から14%へ引上げ
- ▶ 教育目的税及び高等教育税は廃止

後日通知予定

- ▶ 2%の Swachh Bharat (インド全土のクリーン・キャンペーン目的税)税が追加で課されることで、実効税率16%となるサービス対象は後日通知される予定

2015年6月1日より、サービス税の率が12.36%から14%に増加します。
2011年課税基準日規則5に従い、サービスは以下のように取り扱われます。

	サービス提供日	請求書日付	支払日	サービス税の税率
1	税率の変更前	税率の変更後	税率の変更後	14%
2	税率の変更前	税率の変更前	税率の変更後	12.36%
3	税率の変更前	税率の変更後	税率の変更前	12.36%
4	税率の変更後	税率の変更前	税率の変更後	14%
5	税率の変更後	税率の変更前	税率の変更前	12.36%
6	税率の変更後	税率の変更後	税率の変更前	14%

減額率の変更

サービス内容	サービスのうち課税対象となる部分	
	変更前	変更後
鉄道輸送、道路輸送、船舶輸送で CENVAT クレジットの適用がないもの	30% / 25% / 40%	30%
航空輸送(ビジネスクラス、ファーストクラス)	40%	60%

インドの鉄道 改革と機会

特定の鉄道インフラプロジェクト(建設、運営、メンテナンス)が100%のFDIが自動認可ルートとなりました

FDI改革 - 目的

- ▶ 鉄道事業の近代化と発展
- ▶ 資金調達
- ▶ インフラの促進と雇用創出
- ▶ 官民パートナーシップの促進

投資機会

- ▶ 部品の製造
- ▶ インフラプロジェクト
- ▶ 高速鉄道プロジェクト
- ▶ 炭鉱や港湾への敷設
- ▶ 電化、高速線路及び郊外鉄道に関するプロジェクト
- ▶ 貨物専用鉄道
- ▶ 駅の再開発
- ▶ 発電及び省エネプロジェクト
- ▶ 貨物ターミナルの運営
- ▶ 貨車、客車及び機関車から構成される列車の運行開始
- ▶ 規格の変更
- ▶ ネットワーク

インド鉄道セクターにおける外国人投資家

- ▶ EMD (USA)
- ▶ Siemens (Germany)
- ▶ Bombardier Transportation (Canada)
- ▶ Alstom (France)
- ▶ GE (USA)

官民パートナーシップで成功するために必要な主要な手順

- 官民パートナーシップの方針の策定
 - モデルコンセッション協定の具体化
 - 独立した監督機関の設置
- 成功したケーススタディの醸成
 - 既にある機会の識別
 - 実行にフォーカスした落札
- プロジェクトへのルートを構築
- プロジェクトの効果的な創設、落札及びモニタリングのための組織を構築

鉄道セクターへの直接外国投資(FDI)規制緩和*

100%のFDI投資が自動認可ルートとなったもの

- 貨物ターミナル
- 信号機
- 鉄道電化
- 貨物専用鉄道
- 高速列車プロジェクト
- 旅客ターミナル
- 高速輸送システム
- 鉄道、機関車/客車を含む車両の製造、メンテナンス設備
- 電化鉄道路線や主要線への接続を含む、鉄道線路/側線に関連する工業団地のインフラストラクチャー
- PPPを通じた第二都市大動脈プロジェクトの工事、運営、メンテナンス

コメント

GST導入のための憲法修正案の審議は7月に行われるモンスーン国会へ持ち越しとなりました。2016年4月のGSTの導入は現実的に難しくなってきましたが、いずれ導入されることは確実で、時間の問題となりました。GSTは単なる税制の変更ではなく、B2B、B2Cからなるサプライチェーン全体の仕組みを大きく変えていくことになります。それに伴い、価格政策、購買、物流、在庫、販売戦略を製品別、顧客別、市場別に適合させていかなければなりません。またそれを支えるシステムの再構築も急がねばなりません。事前にアセスメントしなければならないことは多岐にわたります。「備えあれば憂いなし」です。今、GST導入へ向けてソフトランディングのための時間が与えられたと受け止め、取り組みたいものです。EYはそのためのソフトウェア「GST Navigator」を開発しました。必要な場合は喜んでデモ実演に伺います。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。